

報道関係者 各位

平成29年11月30日
福祉保健部健康増進課
衛生指導監 坂本 隆一
電話 内線3502
055-223-1494

インフルエンザ様疾患による臨時休業等の措置について

本日、学校においてインフルエンザ様疾患による臨時休業の措置がとられました。(別紙参照)
今シーズン(平成29年9月～平成30年8月)の県内初発事例であることから、注意喚起のために情報提供します。

今後のインフルエンザ様疾患による臨時休業の措置の状況については、おおむね週1回の頻度で(毎週金曜日午後4時頃)県ホームページに掲載します。

1 県ホームページ掲載場所

山梨県感染症情報センター → インフルエンザ情報(2017/2018シーズン)

<http://www.pref.yamanashi.jp/eikanken/kansensyosenta.html>



2 インフルエンザの発生に関する情報発信

(1) 学校等における臨時休業等の措置状況

上記のとおり、週1回の頻度で定期的に県ホームページに掲載します。

(2) 地域における発生状況の早期探知

県では、学校等の欠席者の情報を収集することで感染症の発生を早期に探知する「学校等欠席者・感染症情報システム」の全県導入を順次進めており、次のサイトをみていただくと、市町村単位で感染症の発生状況を確認することができます。

(インフルエンザをみる場合は、「インフルエンザ様症状」を選択してください。)

https://scl11.953862.net/schoolkoukai/view_all.php



(3) 流行期入り

1週間の定点医療機関当たりのインフルエンザ報告数が県全体で1を超えた場合、「流行期入り」と判断し、今後の注意のために報道関係者へ情報提供します。

(4) 注意報・警報

1週間の定点医療機関当たりのインフルエンザ報告数が保健所単位で10以上となった場合は「注意報レベル」に入ったとして、30以上となった場合は「警報レベル」に入ったとして、注意喚起のために報道関係者へ情報提供します。

※ 報道関係者向けに感染症発生の公表に関する質疑応答集(Q&A)を作成していますので、適宜ご確認ください。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/70354077711.html>



山梨県感染症情報センターのサイトでは、医師や定点医療機関などからの届出のあった感染症発生に関する情報を収集・分析した結果や、学校や施設等における感染症の集団発生の状況を定期的に掲載するほか、感染症の発生の予防やまん延の防止に役立つ情報を随時発信しています。

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから5日、かつ、熱が下がった後2日(幼児は3日)は自宅で休息を取ることになっています。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。